

みどりの愛護のつどい開催記念「とっとり緑のまちづくり」コンテスト  
知事表彰要綱

(目的)

第1条 四季折々に花や緑を育み、快適な環境づくりや地域の景観づくりに貢献する「みどりの愛護」活動を行う者を表彰することにより、県民の花と緑のまちづくりへの意欲向上を図り、「身近な緑をみつめ、生活の中で鳥取の豊かな自然や環境を活かした地域主体の緑のまちづくり」の推進を図ることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次のとおりとする。

県民の緑化活動の優良な取組事例を2部門に分けて募集し、特に優良な事例について表彰する。

ただし、不特定多数の方が無償で利用又は視認することが可能な鳥取県内の公園、広場、庭園又は緑地帯等などの管理に参加している団体、法人及び個人を応募者とする。(応募者が所有する以外の土地、施設等を応募される場合、所有者の了解を得ること。)

※プランター及びコンテナガーデン等の緑化手段についても募集の対象とする。

※土地の利用等にあたり各種法律・条例等に違反している場合は募集の対象外とする。

※緑化活動が業として対価を得て行われているものは募集の対象外とする。

(1) 公共緑化活動部門：公園や広場、道路や河川等の公共地で行われる緑化活動

(2) 民間緑化活動部門：店舗や事業所、工場や病院、住宅等の私有地で行われる緑化活動

(募集方法)

第3条 募集は、鳥取県生活環境部長が別に定める募集要項により行う。

(選考方法)

第4条 知事は、応募があったときは、審査会の審査を経て、被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、生活環境部長が別に定める日に行い、被表彰者に表彰状及び副賞を授与する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月10日から施行する。